NEWS
Chugoku Transport & Tourism Bureau

人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省中国運輸局

令和7年12月12日

指定自動車整備事業者に対する行政処分について

中国運輸局管内の指定自動車整備事業場（山陽ヤナセ株式会社）に対し監査を行った結果、下記のとおり道路運送車両法違反が確認されたため、本日、中国運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

１．事業者及び事業場の名称
　事業者：山陽ヤナセ株式会社（岡山県岡山市）
　事業場：別紙のとおり

２．行政処分の内容
　別紙のとおり

３．法令違反等の主な内容
（１）法令の規定を遵守する体制でない
（道路運送車両法第９１条第１項違反）

（２）故意により検査の一部を実施せずに適合証を交付した
（道路運送車両法第９４条の５第１項違反）

（３）指定整備記録簿の虚偽記載
（道路運送車両法第９４条の６第１項違反）

（４）指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り
（道路運送車両法第９４条の６第１項違反）

（５）検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した
（道路運送車両法第９４条の５第４項違反）

【問い合わせ先】
中国運輸局自動車技術安全部　整備・保安課
（担当）安部（あべ）・児玉（こだま）　TEL　082-228-9142
【配布先】
合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ、大学・交通記者クラブ

別　紙

１．処分年月日：令和７年１２月１２日

２．事業場及び処分の内容

山陽ヤナセ株式会社

事業場の名称	処分の内容
山陽ヤナセ株式会社 メルセデス・ベンツ岡山	（１）指定自動車整備事業[※1]の保安基準適合証等の交付停止命令２５日 （２）自動車検査員[※2]の解任命令１名
山陽ヤナセ株式会社 メルセデス・ベンツ岡山西	（１）指定自動車整備事業の指定の取消し （２）自動車検査員の解任命令１名

【用語説明】

※１「指定自動車整備事業」とは、自動車特定整備事業者[※3]からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業である。当該事業者が指定を受けた事業場（いわゆる「民間車検場」）において交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続きが行える。

※２「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

※３「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を経営しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。

【参考条文】

道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（保安基準適合証等）

第九四条の五　指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第一六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

四　第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうか検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

（自動車検査員）

第九四条の四

四　地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命ずることができる。